

2022年5月31日

定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 業務の適正を確保するための体制

■連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

■計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社商船三井

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mol.co.jp/ir/stock/gms/index.html>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

事業報告の会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

発 行 日	2012年8月13日	2013年8月16日	2014年8月18日	2015年8月17日	2016年8月15日
保 有 人 数	1名	3名	4名	6名	1名
当社取締役 (社外取締役を除く)	1名	3名	4名	6名	0名
当 社 社 外 取 締 役	0名	0名	0名	0名	1名
当 社 監 査 役	なし	なし	なし	なし	なし
新 株 予 約 権 の 数	10個	60個	80個	197個	20個
新株予約権の目的となる株式 の 種 類 及 び 数	普通株式 1,000株	普通株式 6,000株	普通株式 8,000株	普通株式 19,700株	普通株式 2,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資 される財産の価額	1株当たり 2,770円	1株当たり 4,470円	1株当たり 4,120円	1株当たり 4,270円	1株当たり 2,420円
新株予約権の権利行使期間	2014年7月28日から 2022年6月21日まで	2015年8月2日から 2023年6月20日まで	2016年8月2日から 2024年6月23日まで	2017年8月1日から 2025年6月20日まで	2018年8月1日から 2026年6月19日まで
新株予約権の行使の条件	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)

発 行 日	2017年8月15日	2018年8月15日	2019年8月15日	2020年8月17日
保 有 人 数	8名	7名	7名	9名
当社取締役 (社外取締役を除く)	6名	5名	5名	6名
当 社 社 外 取 締 役	2名	2名	2名	3名
当 社 監 査 役	なし	なし	なし	なし
新 株 予 約 権 の 数	287個	175個	290個	350個
新株予約権の目的となる株式 の 種 類 及 び 数	普通株式 28,700株	普通株式 17,500株	普通株式 29,000株	普通株式 35,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資 される財産の価額	1株当たり 3,780円	1株当たり 2,943円	1株当たり 2,962円	1株当たり 2,105円
新株予約権の権利行使期間	2019年8月1日から 2027年6月25日まで	2020年8月1日から 2028年6月23日まで	2021年8月1日から 2029年6月22日まで	2022年8月1日から 2030年6月21日まで
新株予約権の行使の条件	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)

(注1) ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できないものです。

② 権利行使時において、当社役員の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができます。但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任または免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効します。

③ その他の権利行使の条件については、取締役会の決定によります。

(注2) 上記には、役員就任前に付与されたものも含めて記載しております。

(注3) 当社は2022年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。
上記は株式分割前の2022年3月31日時点での株式数および価格としております。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して交付された新株予約権等の内容の概要

発 行 日	2021年8月16日
交 付 さ れ た 人 数	96名
当社使用人（当社役員・執行役員を兼ねている者を除く）	70名
当社の子会社の役員及び使用人（当社役員・執行役員・使用人を兼ねている者を除く）	26名
新 株 予 約 権 の 数	960個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 及 び 数	普通株式 96,000株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	無償
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	1株当たり 7,350円
新 株 予 約 権 の 権 利 行 使 期 間	2023年8月1日から 2031年6月20日まで
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	(注)

(注) ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できないものです。

② 権利行使時において、当社使用人等の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができます。但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任または免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効します。

③ その他の権利行使の条件については、取締役会の決定によります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

事業報告の会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

(単位：百万円)

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	84
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	243

(注1) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注3) 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積り等の算出根拠、監査時間及び報酬額の推移等を確認したうえで、当該事業年度の会計監査人の報酬等につき、監査の効率性及び監査品質の確保に鑑み相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務・税務デューデリジェンス業務」等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会がその会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して、会計監査人としての適格性及び信頼性が損なわれる事象が生じた場合、会計監査を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または会計監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他会計監査人の変更または解任若しくは不再任が適切であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

取締役会では、監査役会の要請を受けて株主総会の目的とすることを決定します。

事業報告の業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、経営の効率性と健全性ならびに財務報告の適正性と信頼性を確保するために、以下のとおり「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」を構築し運用しております。本方針は今後も継続的な改善を図るものとします。

- ① 当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」）の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

<コンプライアンス>

- (a) 当社グループは法令及び定款に従うのみならず、「常にコンプライアンスを意識し、社会規範と企業倫理に則って行動する」ことを価値観・行動規範（MOL CHARTS）のひとつに掲げている。当社はコンプライアンス体制の充実のため、その基礎としてコンプライアンス規程を定め、取締役会が任命するチーフコンプライアンスオフィサー（CCO）を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的なモニタリングを通じコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
- (b) 役職員の行動規範としてコンプライアンス規程第5条に行動基準を定め、これらの遵守を図る。とりわけ、各国競争法の遵守、反社会的勢力に対する毅然とした対応、インサイダー取引の禁止、贈収賄の禁止、顧客及び会社等の秘密情報の保持、差別・ハラスメントの禁止等を徹底する。
- (c) 全ての役職員を対象に、独占禁止法、金融商品取引法、不正競争防止法等の各種法令・規則、及び社内規程に関する階層別研修、分野別研修、e-ラーニングなどを実施し、コンプライアンス違反の予防並びに改善措置を講じると共に、コンプライアンス意識の徹底・向上を図る。
- (d) コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス違反に関する報告・相談のための社内窓口及び社外弁護士によるコンプライアンス相談窓口を設置するなど報告・相談システムを整備し、運用を行う。当社は当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する報告・相談については秘密を厳守するとともに、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証する。

<コーポレートガバナンス>

- (e) 当社は、グループ企業理念に基づき、経営計画の推進、及びサステナビリティ課題への取り組みを通じたグループビジョンへの到達と中長期的な企業価値の最大化を図るため、①複数名の独立社外取締役を選任する、②取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める任意の組織である指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する、③東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社独自の独立性判断基準を新たに策定する、などを通じて、コーポレートガバナンス体制の充実に積極的かつ継続的に取り組む。
- (f) 当社は、取締役会から独立した監査役会による監査機能を確保しつつ、それに加え、業務執行を行う社内取締役（執行役員を兼務）相互の監督・牽制のみならず、取締役会を業務執行も担う社内取締役と監督機能に特化した役割を果たす社外取締役とからなる構成とし、取締役会での実効的な監督体制を確保することにより、業務執行の適法性、妥当性・効率性を実現するための機関設計をとる。
- (g) 取締役会は、監査役が監査役会規程及び監査役監査基準により定める監査の方針に従い取締役、執行役員及び従業員の職務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。
- (h) 内部監査部門として社長から指示を受け、他のいかなる職制からも独立した経営監査部を置く。
- (i) 取締役会において、経営の客観性・透明性を確保するため、当社グループ全体のコーポレートガバナンスの状況や方向性、及び取締役会の実効性の検証について、独立社外取締役・独立社外監査役の視点を交えて検討するコーポレート・ガバナンス審議会を設置する。

- ② 取締役及び執行役員の人事並びに報酬決定プロセスの客観性と透明性を確保するための体制

- (a) 取締役及び執行役員の指名並びに報酬等に係る手続きの客観性と透明性を高め、説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に独立社外取締役が過半数を占める指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する。
- (b) 指名諮問委員会及び報酬諮問委員会は会長、社長、及び独立社外取締役全員で構成され、委員長は取締役会の決議によって独立社外取締役の中から選定される。また、両諮問委員会には独立社外監査役が出席し、意見を述べることができる。
- (c) 指名諮問委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役及び執行役員の選任及び解任等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。
- (d) 報酬諮問委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役及び執行役員の報酬及び待遇等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。
- (e) 取締役会は指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の答申を尊重する。

- ③ 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報については文書又は電子情報により、各種法令で定めるもののほか、文書管理規程及び電子情報セキュリティ規程に基づき、定められた期間、適切に保存・管理する。
- (b) 取締役及び監査役は、随時これらの文書又は電子情報を閲覧できるものとする。

- ④ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 当社グループは、主たる事業である海上輸送、及びグループビジョンの実現に向けて推進する社会インフラ事業の分野において、世界各国の経済情勢やテロ・戦争その他の政治的、社会的な要因、自然現象・災害、及び伝染病、ストライキ、その他の要因による社会的混乱等により予期せぬ事象が発生した場合など、当社グループの事業活動や業績、株価及び財務状況等において悪影響を及ぼす可能性があると考えられる主な損失の危険（本項において「リスク」）に対して、経営会議の下部機関である投融資委員会や安全運航対策委員会等において関連するリスクの把握、分析及び評価を行い、その結果を取締役会及び経営会議における意思決定に反映する。
- (b) 当社及び当社グループ会社が保有する資産について、その価値変動リスクを統計的に分析し、数値化したもの（本項において「アセットリスクコントロール」）を定期的に取締役会に報告する。取締役会をはじめとする意思決定機関は報告されたアセットリスクコントロールが当社連結自己資本の範囲内にあるかどうか等を評価、分析した上で、投資判断を行い、当社グループの事業全体のリスクコントロールを図る。
- (c) 当社は、重大海難事故を含む海難事故、地震・感染症やテロ等の災害、及び重大ICTインシデントが生じた場合には、それぞれ「重大海難対策本部規程」、「海外安全管理本部規程」、「災害感染症対策本部規程」、及び「重大ICTインシデント対策本部規程」に基づき、事業継続を含む早期復旧・再開を図るための組織として、各対策本部を設置し、適切に対処する。上記の重大な事故・災害・危機等に該当しない事象に対しては、各種社内マニュアルに基づき、これらに対処する。また、これらの各対策本部の枠組みにとどまらない、当社又は当社グループ全体の事業活動を阻害するような甚大な影響を及ぼしうる事故・事象・状況の発生時（本項において「クライシス」）においては、「クライシス対策本部規程」に基づき、事業継続と企業価値維持を図るべく、社会的インパクトを考慮しつつ当社グループ一丸となってクライシス対策を講じる組織として、社長を本部長とするクライシス対策本部を設置し、適切且つ迅速に対応する。
- ⑤ 当社グループの取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会は年間10回程度、適切な間隔を置いて開催するほか、必要に応じて随時開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は、取締役会規程に定め、原則として経営会議においてあらかじめ審議する。また、経営環境の変化に対応し、取締役会の効率化を図るため、指名・報酬諮問委員会、及びコーポレート・ガバナンス審議会での議論を通じた運営体制の改善に努める。
- (b) 取締役会は経営会議を設置し、同会議は取締役会が決定した最高方針に基づき、社長執行役員が経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件を決議するための審議を行なう。経営会議は社長執行役員が指名し取締役会が承認するメンバーにより構成され、経営会議規程により原則として週1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。また、経営会議は必要に応じ、下部機関として委員会を設け、必要事項につき諮問する。
- (c) 執行役員は取締役会で選任され、執行役員規程により代表取締役から権限の委譲を受け、組織規程が定める組織の業務分掌及び職位の職務権限に基づき、取締役会の決定した会社経営全般の最高方針に従い、業務執行を行なう。
- (d) 当社グループの取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社における決議・決裁、コンプライアンス遵守、組織管理、及び職務責任権限に係る各種規程を定め、当社の経営管理責任者を通じた子会社での準用を推奨する。また、当社の取締役会、及び経営会議において、当社グループの取締役、及び執行役員の職務の執行状況を監督するとともに、年2回程度開催するグループ経営会議において当社グループの経営方針や子会社の経営状況に関する議論・情報共有を行う。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (b) 経営監査部は、財務報告に関わる内部統制の有効性を評価する。評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。
- ⑦ 当社グループにおける子会社の取締役等の職務執行の報告に関する体制その他業務の適正を確保するための体制
- (a) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する価値観・行動規範（MOL CHARTS）を掲げ、これを基礎として定める当社の各種規程に準じて、グループ各社はその子会社の管理を含む諸規程を定める。
- (b) 各グループ会社の事業内容によって経営管理担当部・ユニットを定め、当社グループ全体の経営計画及び年度予算に基づき、各社における業務の執行状況を管理するとともに、内部統制に係る責任を負う。経営管理担当部長・ユニット長は経営管理責任者として、グループ会社経営管理規程に基づき、グループ会社の取締役等から適時必要な報告を受け、経営状態及び事業リスクを適切に把握するとともに、重要経営事項については、グループ会社ごとに当社の事前承認や報告を要する事項を取り決め、これを実行するよう求める。また、原則として、取締役、及び監査役を各グループ会社へ派遣の上、職務の執行が効率的に行われるよう必要な経営資源を適時適切に配分し、かつ業務の適正を確保する。また、一部海外グループ会社については米州、欧州・アフリカ、東アジア・東南アジア・大洋州、及び南アジア・中東の各地域を統括する総代表が経営管理担当部長・ユニット長に代わりこれを行う。
- (c) 組織規程に基づき、本社組織の一部と位置付けられるグループ会社については経営管理責任者として営業本部長・管掌役員（本項において「責任者」）を定め、経営管理担当部・ユニットは置かず、責任者が直接的に経営管理と内部統制の責任を負う。また、当該グループ会社の執行責任者（社長）は、当社のグループ執行役員がその任に就く。さらに、責任者に対する実務的な支援を担う組織としてアドミニストレーション担当部・ユニットを定め、責任者の指揮の下、客観的な立場から当該グループ会社に対する管理実務を行う。
- (d) グループ会社におけるコンプライアンスを確保するため、当社の行動基準を含むコンプライアンス規程に則してグループ各社で諸規程を定める。当社のコンプライアンス相談窓口はグループ会社役員からの相談も受け付け、グループ全体としてコンプライアンスの徹底を図る。当社はグループ会社に対し、当社グループの役員によるコンプライアンス違反行為に関する報告・相談についての秘密を厳守するとともに、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証することを求める。

- (e) グループ会社の監査については、各社が適切に内部監査体制を構築すると共に、当社の経営監査部は、内部監査規程に基づき定期及び随時に国内外のグループ会社の内部監査を行う。
- ⑧ 監査役の職務を補助する専任スタッフ（本項において「補助使用人」）とその独立性に関する事項及び補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役は、職務を補助するため、当社の従業員から監査役補助者を任命する。
- (b) 監査役補助者の人事評価は監査役が行い、監査役補助者の人事異動は監査役会の同意を得て決定する。
- (c) 監査役補助者は原則として業務の執行に係る役職を兼務しない。
- (d) 監査役は、以下の事項の明確化など、補助使用人の独立性及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に必要な事項を検討する。
- ① 補助使用人の権限（調査権限・情報収集権限のほか、必要に応じて監査役の指示に基づき会議へ出席する権限等を含む。）
 - ② 監査役は、補助使用人に対する指揮命令権
 - ③ 補助使用人の活動に関する費用の確保
 - ④ 内部監査部門等の補助使用人に対する協力体制
- ⑨ 当社グループの取締役、執行役員及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役が実効的に行なわれることを確保するための体制
- (a) 取締役、執行役員、及び従業員が監査役に報告すべき事項についての規程を定め、当該規程に基づき、取締役、執行役員及び従業員は当社の業務又は業績に影響を与える重要な項目について監査役に報告する。グループ会社の取締役、監査役、執行役員、及び従業員は、当社及び当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に報告できるものとする。
- (b) コンプライアンス規程に基づく報告・相談システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。当社グループの役員によるコンプライアンス違反行為に関する監査役への報告・相談については秘密を厳守するとともに、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証する。
- (c) 代表取締役は監査役と定期的に会合を持つよう努める。
- (d) 経営監査部は監査役と連絡・調整を行い、監査役の監査の実効的な実施に協力する。
- (e) 監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制は、上記に従い適切に運用されており、問題は生じていません。
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

① コンプライアンス

- (a) 当社は、当社グループ役員が遵守すべき行動基準、コンプライアンス規程をはじめとして、独禁法遵守行動指針、贈賄等防止規程、インサイダー取引防止規程、個人情報管理規程等の各種法令に関する規程を整備しています。また、その浸透を図り、コンプライアンス意識を徹底・向上させるため、国内外の当社グループ役員を対象に、社内研修、講習会、e-ラーニング等を実施しています。
- (b) 本店におけるコンプライアンスの統括責任者としてコンプライアンスオフィサーを、コンプライアンスオフィサーを統括すると共にコンプライアンス体制の整備・強化を図る責任者としてチーフコンプライアンスオフィサーを設置し、コンプライアンスについての責任者を明確にしています。また、経営会議の下部機関として設置したコンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、全社的なコンプライアンス体制の充実、徹底、また違反行為についての処置の決定等の役割を果たしています。取締役会及び経営会議は半期ごとにコンプライアンス活動に関する報告を受け、その徹底や改善に向けた議論を行っています。
- (c) コンプライアンス違反の疑いのある行為を発見した場合、役員は所属する本店のコンプライアンスオフィサーまたはコンプライアンス委員会事務局に報告・相談することとされています。しかしこれが困難な場合に備え、独立したコンプライアンス社内相談窓口及び社外相談窓口を設置しており、報告・相談された事案は秘密厳守の下で調査し、違反が認定されれば速やかに必要な是正措置を講じております。これに加え、年に1回「コンプライアンス強化月間」を設定し、役員からのコンプライアンスに関する幅広い情報収集に努めています。

② コーポレートガバナンス

- (a) 取締役会は、当社の中核的な意思決定機関として、当社グループの経営に係る基本方針と最重要案件の審議、決裁や経営の監督等を行っております。当社は取締役会を18回開催しました。
- (b) 独立社外取締役による業務執行取締役への監督をより実効性あるものとすべく、取締役会の下に会長、社長、及び独立社外取締役全員で構成され、独立社外取締役が過半数を占める指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、取締役及び執行役員を選解任、社長・CEOの後継者育成計画、並びに報酬及び待遇等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行っています。今期は指名諮問委員会を6回、報酬諮問委員会を9回開催しました。
- (c) 取締役会の下に会長及び社長を含む社内取締役、独立社外取締役全員、社内監査役、及び独立社外監査役全員で構成されるコーポレート・ガバナンス審議会を設置し、当社のコーポレートガバナンス体制の充実・強化に関する課題全般を議論し、取締役会に対して助言・報告を行います。今期はコーポレート・ガバナンス審議会を4回開催しました。
- (d) 取締役会が重要案件に集中できるよう、取締役会の決定に基づく経営の基本計画及び業務の執行に関する重要事項は原則毎週開催される経営会議にて審議、決定しています。これら決定された方針に基づく業務執行は取締役会で選任された代表取締役から権限の委譲を受けた執行役員が行うことにより経営執行の効率化とスピードアップを図っています。
- (e) 当社及び当社グループ会社の事業については、定期的に取締役会、経営会議をはじめとする社内の重要な会議で報告され、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関係部署への指示を行っています。

③ リスクマネジメント（損失の危険の管理）

- (a) 当社はリスクの種類ごとに担当部門を置き、所定の規程やルールに従って、リスク量の把握やヘッジによるエクスポージャーの削減、保険付保等によるリスク移転を含めたリスク低減策を講じています。各担当部門によるリスク管理の状況は定期的に経営会議に報告され、情報の一元管理と必要な判断・対応が行われています。また、新規の投資判断にあたっては、社内審査部門によりリスクの洗い出しを行い、必要に応じて各管理担当部門のアセスメントを経て、意思決定プロセスに入ります。案件の重要性に応じて、経営会議討議の前に投融資委員会にて事前審議が行われ、リスクの掘り下げや論点整理がなされます。最重要案件については、経営会議における慎重な審議を経て取締役会に付議されますが、想定されるリスクについてのサマリーシートに基づき議論することをルールとするなど、リスク管理を重視した判断を行っています。
- (b) これに加え、当社は「アセットリスクコントロール」と呼ぶ独自のリスク管理手法を導入しています。この手法は金融機関で幅広く利用されているリスク管理手法を海運業向けに応用したもので、全船隊に対して同時に相当程度のストレスシナリオ（低運賃市況・低売船市況）を適用、それが一定期間継続した場合に想定される最大の損失額（リスク量）を計算し、その総額が自己資本との比較で過大とならないように管理するものです。全社リスク量は半年に一度計測の上、自己資本と比較した結果を取締役に報告し、監督を受けています。
- (c) 海運業を中心として、約800隻の多様な船舶や海上プラントを連航・操業し、様々な社会インフラを提供する当社にとって、衝突・座礁・火災といった事故による船体・積み荷・乗組員への損害や損傷、貨物油や燃料油流出による環境汚染（油濁）は最も重大なリスクの一つです。当社は事故を未然に防ぐため、保有船・備船の区別に関わらず、安全連航本部と各営業本部、船主（備船の場合）、及び船舶管理会社との緊密な連携のもと、船員に対する教育・指導や、安全を担保する船体仕様の整備などソフト面・ハード面で様々な対策を講じています。また、海賊やテロの危険に対しても、十分な訓練、緻密な連航ルール設定、陸上からのサポート、必要な設備の設置など、様々な備えを行っています。当社は、2020年7月にばら積み貨物船WAKASHIO（長鋪汽船株式会社の子会社から当社がチャーター）がモーリシャス島沖で座礁し、燃料油が流出した事故を踏まえ、現場である本船側のみならず、当社陸上側からの支援体制、船主、船舶管理会社の管理体制を見直しました。加えて、このように従前の重大海難対策本部の枠組みに留まらない、当社又は当社グループ全体の事業活動を阻害するような甚大な影響を及ぼしうる事故・事象・状況の発生時（クライシス）に備え、「クライシス対策本部規程」を制定し、事業継続と企業価値維持を図るべく、社会的インパクトを考慮しつつ当社グループ一丸となってクライシス対策を講じる組織として社長を本部長とするクライシス対策本部を新設しました。

- (d) 地球温暖化をはじめとする気候変動は、気象・海象の変化をより激しくし、安全運航の妨げに繋がる危険性があります。また、気候変動対策としての脱炭素化の流れは、大量の燃料油を必要とし、主要貨物として様々な化石エネルギー資源を輸送する当社にとって、公的規制等によるコスト増大や輸送需要の構造的減少などの形で事業環境を大きく変える可能性があります。当社はこうした流れに即して「商船三井グループ環境ビジョン2.1」において2050年までのGHGネットゼロ・エミッション目標を掲げ、その達成に向けてロードマップを策定・公表し、クリーン代替燃料や省エネ技術の導入、効率運航の深度化等を進めています。また、代替燃料輸送や低・脱炭素化に資するソリューションを開発・提供することにより、脱炭素化の流れを新たな需要喚起に繋げ、ビジネスチャンスとしていきます。当社グループが負う気候変動リスクの全体像や対処方針については、TCFDの枠組みを活用し、可視化に努めています。
 - (e) 大規模な地震等の災害発生時にも船舶の運航を維持し、サプライチェーンを支える社会的役割を果たすため、当社はBCPマニュアルを定め、サテライトオフィスやシステムのバックアップ体制を整備した上、十分な訓練を実施しています。また、本社役職員全員にノート型PCを配布することにより、クラウド型ツール等を活用してリモート環境から勤務可能な就労体制を整備しています。2020年初頭に発生しなお収束しない新型コロナウイルスのパンデミックに対しては、当社は同年2月にいち早く副社長をトップとする対策本部を立ち上げ、「関係者の安全確保と感染拡大防止」と「社会インフラとしての使命遂行」を同時に成し遂げるべく、全面在宅勤務への移行や運航船への影響の把握と必要な対策検討を速やかに実行しました。
 - (f) 当社は、国際情勢を含む顧客信用リスクやカントリーリスクについて、リスクマッピング分析に関する議論を開始し、その影響度の把握に努めています。加えて、上述する「アセットリスクコントロール」において、現在ではカントリーリスクや顧客の信用リスク、グループ会社の事業リスクも含めて、より適切にリスク量を計測できる仕組みに進化させています。なお、当社は目下のロシア・ウクライナ情勢に関して、今後、国際社会が協調して行うロシア連邦に対する制裁措置を遵守すると共に、日本政府の方針に従い、事業パートナーを含む各方面と協議を続けながら、適切に事態に対応していきます。そのため、社長の指揮のもと社内横断的なタスクフォースを立ち上げ、日々情報の収集と分析を行い、変化する状況に迅速に対応できるように努めています。
 - (g) 財務報告の信頼性確保に向けた内部統制の有効性評価は、金融商品取引法の定めに基づき実施しており、内部統制システムの適切な運用を確認しています。
- ④ 当社グループ会社管理（企業集団における業務の適正の確保）
- (a) 当社は、グループ会社経営管理規程、グループ会社経営管理実務ガイドラインをはじめとする規程を整備し、国内外の当社グループ会社の適正な管理を図っています。また、当社グループ会社の重要な経営事項を当社の承認事項とするとともに、計画の進捗状況等の報告を当社グループ会社から受け、当社より適宜指導、助言を行うこと等を通じて、当社グループ全体の企業価値の向上を図っています。さらに、毎年2回社長をはじめとする当社経営層と当社グループ会社の代表者によるグループ経営会議を開催し、経営目標の共有・確認、コンプライアンスの徹底を図っています。
 - (b) 当社グループ会社は、当社のコンプライアンス規程等に則して、独立した法人として個々の規模・業態に合ったコンプライアンス体制を構築・運用しています。当社グループ会社においてコンプライアンス違反行為に相当する事例が生じた場合、当該会社において自社の社内規則に則って速やかに対処し、再発防止策を実施するとともに、当社においてもコンプライアンス委員会への報告やグループ内部統制改善等の必要な対応を行います。
- ⑤ 監査役監査
- (a) 当社は、監査役監査の実効性確保に関する規程を定め、役員による監査役への報告事項をはじめ、監査役監査の実効性を確保するための基準等を整備しています。
 - (b) 常勤監査役に対しては、取締役会に加え、経営会議及び投資委員会をはじめとする各委員会への出席機会を確保し、審議・意思決定過程における監査実施を担保しています。また、社外監査役に対しては、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会に各1名の出席機会を確保しています。これに加え監査役は、取締役、執行役員、従業員との定期的面談、グループ会社への調査、経営監査部及び会計監査人との連携、グループ会社監査役との情報交換等の機会を確保し、これらを通じて、経営課題やリスクに関する認識を共有するとともに内部統制システムの構築・運用状況等を監査し、適正な業務の確保を促しています。
 - (c) 監査役会、及び監査役の職務補佐のため、監査役付を設置し、専任スタッフを配しています。
- ⑥ 内部監査
- 内部監査部門である経営監査部は、毎期初に監査計画を定め、これに基づき当社各部門及び国内外グループ会社に対する監査を実施しています。監査の結果認識された課題については、関係部門に対し改善策を提案するとともに、都度社長への報告を行っています。これに加え、取締役会に対しては内部監査の計画と実施状況を定期的に報告し、監査役会とは定例の打合せ等により連携を確保しています。

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	65,400	45,351	435,589	△6,515	539,825
会計方針の変更による 累積的影響額			349		349
会計方針の変更を反映 した当期首残高	65,400	45,351	435,939	△6,515	540,175
当期変動額					
新株予約権の行使				657	657
剰余金の配当			△52,137		△52,137
親会社株主に帰属する 当期純利益			708,819		708,819
連結範囲の変動			△3		△3
自己株式の取得				△97	△97
自己株式の処分			△1,366	3,687	2,321
連結子会社株式の取得 による持分の増減		△22,260			△22,260
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	△22,260	655,311	4,247	637,298
当期末残高	65,400	23,090	1,091,250	△2,267	1,177,474

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	29,917	5,150	△4,653	7,541	37,956	1,347	120,020	699,150
会計方針の変更による 累積的影響額								349
会計方針の変更を反映 した当期首残高	29,917	5,150	△4,653	7,541	37,956	1,347	120,020	699,500
当期変動額								
新株予約権の行使						△657		-
剰余金の配当								△52,137
親会社株主に帰属する 当期純利益								708,819
連結範囲の変動								△3
自己株式の取得								△97
自己株式の処分								2,321
連結子会社株式の取得 による持分の増減								△22,260
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,092	22,011	33,885	△850	59,139	91	△60,505	△1,274
当期変動額合計	4,092	22,011	33,885	△850	59,139	△566	△60,505	635,366
当期末残高	34,010	27,161	29,232	6,691	97,095	781	59,514	1,334,866

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 373社
- (2) 主要な連結子会社の名称は、事業報告内の「1.企業集団の現況に関する事項 (12) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。
- (3) 主要な非連結子会社の名称 アジアカーゴサービス (株)
- (4) 連結の範囲から除いた理由
非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等は、いずれも小規模であり全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしませんので連結の範囲から除いております。
- (5) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称
SEALODING HOLDING AS
(子会社としなかった理由)
当社は、SEALODING HOLDING ASの議決権の過半数を自己の計算において所有しておりますが、他の株主との株主間協定書に基づき重要事項の決議は両社の同意が必要である点及び事業上の両社の関係性を考慮すると、SEALODING HOLDING ASの意思決定機関を支配していないことから、同社を子会社ではなく、持分法適用の関連会社としております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用会社の数
非連結子会社： 2社
関連会社： 125社
- (2) 主要な持分法適用関連会社の名称は、事業報告内の「1.企業集団の現況に関する事項 (13) 重要な関連会社の状況」に記載のとおりであります。
- (3) 主要な持分法非適用非連結子会社の名称 アジアカーゴサービス (株)
- (4) 主要な持分法非適用関連会社の名称 (株) 空見コンテナセンター
- (5) 持分法の適用の範囲から除いた理由
持分法非適用会社の当期純損益及び利益剰余金等のうち持分相当額は、いずれも小規模であり重要性が乏しいと認められますので、持分法適用対象から除いております。

3. 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する事項

- (1) 連結の範囲
当連結会計年度から、新規設立及び重要性の観点等より19社を新たに連結の範囲に含め、清算終了等により9社を連結の範囲から除外しております。
- (2) 持分法の適用の範囲
当連結会計年度から、株式取得及び重要性の観点等より17社を持分法適用の範囲に含めております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
有価証券
売買目的有価証券 時価法 (売却原価は主として移動平均法により算定)
満期保有目的の債券 償却原価法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)
市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法。なお、投資事業有限責任組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの) については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方式によっております。
デリバティブ 時価法
棚卸資産 主として移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 (リース資産を除く)
船 舶 主として定額法 (一部の船舶について定率法)
建 物 主として定額法
その他の有形固定資産 主として定率法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
のれんの償却については、その効果が発現する期間を個別に見積もり、当該期間にわたって均等償却しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

当社及び一部の国内連結子会社は役員賞与の支出に備えて、役員賞与支給見込額を計上しております。

株式報酬引当金

当社は取締役及び執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度による当社株式等の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式等の交付見込額に基づき計上しております。

契約損失引当金

契約に関する意思決定等に伴い、将来の損失発生の可能性が高い契約について、損失見込額を計上しております。

事業再編関連損失引当金

事業の再編等に伴う損失に備えるため、損失見込額を算定し計上しております。

固定資産売却損失引当金

固定資産の売却意思決定に伴う将来損失の発生に備えるため、売却対価見込額と帳簿価額の差額を損失見込額として引当計上しております。なお、当該引当金は、連結会社間の取引から生じる売却損失について回収不能と認められる金額を損失見込額として計上しており、当該引当金に対する繰入額は減損損失には該当しないものであります。

役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

特別修繕引当金

船舶の修繕に要する費用の支出に備えるため、修繕見積額基準により計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に船舶による海上貨物輸送及び貨船等のサービス並びにこれらに付帯するサービスを提供しております。

海上貨物輸送においては、顧客の貨物を輸送する行為である各航海を契約及び履行義務としております。航海期間にわたり航海日数の経過に伴い当該履行義務が充足されるものであることから、各航海の見積り総日数（運送サービスの履行に伴う空船廻航期間を含み、運送サービスの履行を目的としない船舶の移動又は待機期間を除く）に対する期末日までの経過日数の割合を進捗度とし、当該進捗度に基づき収益を認識しております。取引の対価の金額には、燃料費調整係数、滞船料及び早出料等の変動対価が含まれておりますが、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高いため、当該変動対価を取引価格に含めております。

貨船においては、船長や船員の配乗等を通じて輸送能力を備えさせた船舶による輸送サービスの提供を履行義務としておりますが、契約期間にわたり輸送サービスの提供に伴い充足されることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第19項に基づき提供したサービスに対して顧客に請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

海上貨物輸送及び貨船に関する取引の対価は、履行義務の充足後に速やかに受領するものもありますが、主として契約に基づいた金額を前受けしております。なお、取引の対価に重要な金融要素は含まれておりません。

コンテナ船事業に帰属する一部の連結子会社においては、航空・海上フォワーディング、陸上輸送等のサービスを提供しており、主に輸送期間にわたり収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップに関しては、特例処理を採用しております。

主なヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
外貨建借入金	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建予定取引
通貨スワップ	貸船料及び外貨建借入金
金利スワップ	借入金利息及び社債利息
金利キャップ	借入金利息
燃料油スワップ	船舶燃料
運賃先物	運賃

ヘッジ方針

主として当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」に基づき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

主としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジ有効性判定を省略しております。

(「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係)

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取り扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ処理、金利スワップの特例処理

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の支払い金利

ヘッジ取引の種類…キャッシュ・フローを固定するもの

(7) 当社及び連結子会社の支払利息につきましては原則として発生時に費用処理しておりますが、事業用の建設資産のうち、工事着工より工事完成までの期間が長期にわたり且つ投資規模の大きい資産については、工事期間中に発生する支払利息を取得原価に算入しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

主として従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は主としてその発生時に一括費用処理しております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来航海完了基準を適用して計上していた運賃収益及び運賃収益に係る費用については、主に航海進行基準を適用することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項ただし書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は20,044百万円増加し、売上原価は10,417百万円増加し、販売費及び一般管理費は9百万円増加し、営業利益は9,617百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ9,597百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は349百万円増加しております。加えて、当連結会計年度の1株当たり純資産額は25.41円増加し、1株当たり当期純利益は24.51円増加しております。なお、2022年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、

「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」の影響額を算出しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び営業未収金」は、当連結会計年度より「受取手形及び営業未収金」及び「契約資産」に含めて表示し、また、「流動負債」に表示していた「前受金」の一部及び「その他流動負債」に含めて表示していた「前受収益」、「その他固定負債」に含めて表示していた「長期前受収益」は、当連結会計年度より「契約負債」に含

めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外費用」の「貸倒引当金繰入額」は、金額的重要性が減少したため、当連結会計年度より「その他営業外費用」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「貸倒引当金繰入額」は8,187百万円であります。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「特別損失」の「減損損失」は、金額的重要性が減少したため、当連結会計年度より「その他特別損失」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「減損損失」は10,298百万円であります。

「建替関連損失」は前連結会計年度まで「その他特別損失」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度において、金額的重要性が増加したため区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「建替関連損失」は114百万円であります。

重要な会計上の見積りに関する注記

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

契約損失引当金 22,093百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

契約損失引当金の認識は、長期備船契約に関する将来の貸船料及び船舶調達コストによって見積もっております。当該貸船料に関する見積りは市場における備船料の動向等の影響を受け、調達コストに関する見積りは船舶設備資金金利、船員人件費等の船費の動向の影響を受けます。

この結果、翌連結会計年度の連結計算書類において、契約損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産の内訳とその金額

原材料及び貯蔵品	44,559百万円
その他	1,526百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

船舶	156,092百万円
投資有価証券	106,795百万円
その他	1,077百万円
合計	263,966百万円

また、担保に供した投資有価証券のうち、

イ) 106,187百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払いの担保目的で差し入れたものであります。

ロ) 607百万円については、海洋事業プロジェクト及びLNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	12,613百万円
長期借入金	146,404百万円
合計	159,017百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

788,959百万円

4. 偶発債務

保証債務等	227,274百万円
(うち外貨建保証債務)	218,462百万円)

5. その他

(1) 訴訟

当社は、2014年1月10日に三菱重工業株式会社に対し、同社の建造した船舶による海難事故に伴って、当社の被った損害の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しております。これに対し、同社は当社に同型船の船体強度の強化工事の対価支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中であります。

当社は、当社による反訴請求は不当であると認識しており、本訴である損害賠償請求とあわせて、当社の正当性を主張していく考えであります。

(2) その他

当社グループは2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社グループに対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟が英国等において提起されています。これらの調査・訴訟による金額的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社グループの業績に与える影響は不明です。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

種類	普通株式
総数	120,628,611株

(注) 2022年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。普通株式の数は株式分割前の株式数を記載しております。

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

種類	普通株式
株式数	351,575株

(注) 2022年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。自己株式の数は株式分割前の株式数を記載しております。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	16,149	135.0	2021年3月31日	2021年6月23日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	35,988	300.0	2021年9月30日	2021年11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	108,252	900.0	2022年3月31日	2022年6月22日

(注) 2022年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」は株式分割前の金額を記載しております。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

種類	普通株式
株式数	504,600株

(注) 2022年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。普通株式の数は株式分割前の株式数を記載しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、船舶等の取得のための設備資金を、主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。更に、安定的な経常運転資金枠の確保・緊急時の流動性補完を目的に国内金融機関からコミットメントラインを設定しております。

営業債権である受取手形及び営業未収金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の内部規程である「組織規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて主に為替予約を利用して当該リスクを回避しております。短期貸付金及び長期貸付金は、主に関係会社に対するものであります。貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、財務状況等を定期的にモニタリングして回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、1年以内の支払期日であります。短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは、主に短期的な運転資金の調達を目的としたものであります。長期借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利キャップ取引）を利用して支払利息の固定化を一部実施しております。また、外貨建ての借入金は、為替変動リスクに晒されておりますが、一部は通貨スワップ取引を利用して当該リスクを回避しております。デリバティブは、上述のリスクを回避するために利用しており、当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」に基づき実需の範囲で行い、投機的な取引は一切行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額887,176百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。現金は注記を省略しており、また、短期間で決済される金融商品は時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	188	188	△0
関係会社株式	3,258	3,182	△75
その他有価証券	88,225	88,242	16
(2) 長期貸付金 (*1)	111,732		
貸倒引当金 (*2)	△16,677		
	95,054	98,575	3,520
資産計	186,726	190,189	3,462
(1) 社債 (*3)	213,200	213,592	392
(2) 長期借入金 (*4)	655,411	655,743	332
負債計	868,611	869,335	724
デリバティブ取引 (*5)	59,171	59,171	—

(*1) 長期貸付金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた1,628百万円が含まれております。

(*2) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3) 社債の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた23,700百万円が含まれております。

(*4) 長期借入金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた80,309百万円が含まれております。

(*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務になる場合は、() で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	88,112	－	－	88,112
デリバティブ取引				
通貨関連	－	64,451	－	64,451
金利関連	－	81	－	81
その他	－	1,062	－	1,062
資産計	88,112	65,594	－	153,706
デリバティブ取引				
通貨関連	－	362	－	362
金利関連	－	6,052	－	6,052
その他	－	7	－	7
負債計	－	6,423	－	6,423

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	－	188	－	188
関係会社株式	3,182	－	－	3,182
その他有価証券	－	130	－	130
長期貸付金	－	98,575	－	98,575
資産計	3,182	98,894	－	102,076
社債	－	213,592	－	213,592
長期借入金	－	655,743	－	655,743
負債計	－	869,335	－	869,335

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

イ) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。ゴルフ会員権の時価は、公表された相場価格に基づき算定しております。ゴルフ会員権の時価は、市場価格があるものの活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

当社が保有している社債の時価は、元利金の合計額を同様の条件で引き受けた場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

ロ) デリバティブ取引

デリバティブの時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。ただし、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（下記「長期借入金」参照）。

ハ) 長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、貸付金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

ニ) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、公表された相場価格に基づき算定しております。社債の時価は、市場価格があるものの活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

ホ) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、借入金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

企業結合に関する注記

(共通支配下の取引等)

連結子会社である株式会社宇徳の株式追加取得について

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社宇徳

事業内容 港湾運送事業、海上運送事業、一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、倉庫業、通関業、建設業、不動産業

(2) 企業結合日

株式公開買付けによる取得 2022年1月25日

株式売渡請求による取得 2022年3月2日

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他の取引の概要に関する事項

当社の連結子会社である株式会社宇徳（以下「宇徳」といいます。）を完全子会社化することにより、グループの経営資源をより強固な形で結集させ、グループ経営の強化を図ることを目的として、当社は、2021年11月30日開催の取締役会において、宇徳の普通株式を金融商品取引法に基づく公開買付け（以下「宇徳公開買付け」といいます。）によって取得することを決議し、宇徳公開買付けを2021年12月1日から2022年1月18日の期間で実施し、1月25日に追加取得を行いました。

その後、宇徳の株主を当社のみとするための一連の手続（株式売渡請求）を実施し、2022年3月2日に株式取得の効力が発生したことをもって、宇徳を完全子会社としております。

2. 実施した会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金（未払金を含む）	10,179百万円
取得原価		10,179百万円

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

1,539百万円

連結子会社であるダイビル株式会社の株式追加取得について

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 ダイビル株式会社

事業内容 不動産の所有、経営、管理及び賃貸借

(2) 企業結合日

2022年1月25日

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他の取引の概要に関する事項

当社の連結子会社であるダイビル株式会社（以下「ダイビル」といいます。）を完全子会社化することにより、グループの経営資源をより強固な形で結集させ、グループ経営の強化を図ることを目的として、当社は、2021年11月30日開催の取締役会において、ダイビルの普通株式を金融商品取引法に基づく公開買付け（以下「ダイビル公開買付け」といいます。）によって取得することを決議し、ダイビル公開買付けを2021年12月1日から2022年1月18日の期間で実施し、1月25日に追加取得を行いました。

その後、ダイビルの株主を当社のみとするための一連の手続（株式併合）を実施することにより、ダイビルを完全子会社とする予定です。

2. 実施した会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	77,429百万円
取得原価		77,429百万円

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額
23,779百万円

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都や大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
330,518	573,865

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。その他の物件については、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額により、建物等の償却性資産は連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、海上貨物輸送及び貸船等のサービスを提供する海運業を中心に事業活動を展開しており、主に「ドライバルク事業」、「エネルギー・海洋事業」、「コンテナ船事業」、「自動車船・フェリー・内航RORO船事業」及び「関連事業」を営んでおります。

当連結会計年度における各事業の売上高（各事業間の内部売上高又は振替高を含む）は、360,913百万円、303,165百万円、277,346百万円、239,352百万円及び108,103百万円であります。

なお、売上高については、顧客との契約から生じる収益以外の収益に重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	103,398
契約資産 (期首残高)	6,626
契約負債 (期首残高)	22,526

当連結会計年度期首の契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しております。

当連結会計年度中の契約負債の残高の変動は、主に海上貨物輸送や貸船業等における対価の前受けと履行義務の充足によるものです。また、契約資産の残高の変動は、主に収益の認識と債権への振替によるものです。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、海上貨物輸送においては、顧客の貨物を輸送する各航海を契約及び履行義務としており、各航海の期間が1年以内であることから、また、貸船における履行義務については履行義務の充足から生じる収益を「収益認識に関する会計基準」第19項に従って認識していることから、それぞれ当該注記に含めておりません。

また、当連結会計年度において、当社グループが提供する他のサービスにおいて残存履行義務に配分した取引価格の金額に重要性はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,532円32銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1,970円16銭 |

(注) 2022年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算出しております。

重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、2022年2月28日開催の取締役会決議に基づき、2022年4月1日付で株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2022年3月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式1株につき3株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数 | 120,628,611株 |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | 241,257,222株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数 | 361,885,833株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | 946,200,000株 |

3. 分割の日程

基準日公告日	2022年3月15日
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年4月1日

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

株式分割による影響は「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

その他の注記

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

計算書類の株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					利益剰余金合計
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	65,400	44,371	44,371	8,527	885	46,630	13,134	69,177	△6,516	172,433
会計方針の変更による累積的影響額							691	691		691
会計方針の変更を反映した当期首残高	65,400	44,371	44,371	8,527	885	46,630	13,826	69,869	△6,516	173,125
当期変動額										
新株予約権の行使			-						657	657
剰余金の配当			-				△52,137	△52,137		△52,137
当期純利益			-				270,004	270,004		270,004
圧縮記帳積立金の取崩			-		△141		141	-		-
自己株式の取得			-					-	△97	△97
自己株式の処分			-				△1,366	△1,366	3,687	2,321
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			-						-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	△141	-	216,642	216,500	4,247	220,748
当期末残高	65,400	44,371	44,371	8,527	743	46,630	230,468	286,370	△2,268	393,873

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	23,524	△2,731	20,793	1,347	194,574
会計方針の変更による累積的影響額					691
会計方針の変更を反映した当期首残高	23,524	△2,731	20,793	1,347	195,266
当期変動額					
新株予約権の行使			-	△657	-
剰余金の配当			-		△ 52,137
当期純利益			-		270,004
圧縮記帳積立金の取崩			-		-
自己株式の取得			-		△97
自己株式の処分			-		2,321
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,515	775	4,290	91	4,382
当期変動額合計	3,515	775	4,290	△566	224,472
当期末残高	27,040	△1,956	25,083	781	419,739

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他の有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方式によっております。

デリバティブ

棚卸資産

時価法

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

船 船

定額法

建 物

定額法

その他の有形固定資産

主として定率法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法であります。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えて、役員賞与支給見込額を計上しております。

株式報酬引当金

取締役及び執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度による当社株式等の交付に備えるため、当事業年度末における株式等の交付見込額に基づき計上しております。

債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

契約損失引当金

契約に関する意思決定等に伴い、将来の損失発生の可能性が高い契約について、損失見込額を計上しております。

事業再編関連損失引当金

事業の再編等に伴う損失に備えるため、損失見込額を算定し計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日より費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理しております。

5. 運賃収益及び運賃収益に係る費用の計上基準

当社は、主に船舶による海上貨物輸送及び貨船等のサービス並びにこれらに付帯するサービスを提供しております。

海上貨物輸送においては、顧客の貨物を輸送する行為である各航海を実質的に個別の契約とみなすとともに、履行義務としております。航海期間にわたり航海日数の経過に伴い当該履行義務が充足されるものであることから、各航海の見積り総日数（運送サービスの履行に伴う空船廻航期間を含み、運送サービスの履行を目的としない船舶の移動又は待機期間を除く）に対する期末日までの経過日数の割合を進捗度とし、当該進捗度に基づき収益を認識しております。取引の対価の金額には、燃料費調整係数、滞船料及び早出料等の変動対価が含まれておりますが、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高いため、当該変動対価を取引価格に含めております。

貨船においては、船長や船員の配乗等を通じて輸送能力を備えさせた船舶による輸送サービスの提供を履行義務としておりますが、契約期間にわたり輸送サービスの提供に伴い充足されることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第19項に基づき提供したサービスに対して顧客に請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

海上貨物輸送及び貨船に関する取引の対価は、履行義務の充足後に速やかに受領するものもありますが、主として契約に基づいた金額を前受けしております。なお、取引の対価に重要な金融要素は含まれておりません。

6. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップに関しては、特例処理を採用しております。

主なヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
外貨建借入金	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金利息及び社債利息
金利キャップ	借入金利息
燃料油スワップ	船舶燃料
運賃先物	運賃

ヘッジ方針

当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」に基づき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジ有効性判定を省略しております。

7. 支払利息に係る会計処理について

支払利息につきましては原則として発生時に費用処理しておりますが、事業用の建設資産のうち、工事着工より工事完成までの期間が長期にわたり且つ投資規模の大きい資産については、工事期間中に発生する支払利息を取得原価に算入しております。

8. 退職給付に係る会計処理について

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

9. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしたしました。これにより、従来航海完了基準を適用して計上していた運賃収益及び運賃収益に係る費用については、航海進行基準を適用することとしたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は18,714百万円増加し、売上原価は9,139百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ9,574百万円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は691百万円増加しております。加えて、当事業年度の1株当たり純資産額は25.43円増加し、1株当たり当期純利益は23.58円増加しております。なお、2022年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」の影響額を算出しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「営業未収金」は、当事業年度より「営業未収金」及び「契約資産」に含めて表示し、また、「流動負債」に表示していた「前受金」の一部及び「その他固定負債」に含めて表示していた「長期前受収益」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「短期リース債権」(当事業年度8,610百万円)を区分掲記しておりましたが、金額的重要性が乏しいため、当事業年度において、流動資産の「その他流動資産」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「短期リース債権」の金額は13,698百万円であります。

重要な会計上の見積りに関する注記

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

契約損失引当金 22,093百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「重要な会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する短期金銭債権	84,904百万円
長期金銭債権	155,773百万円
短期金銭債務	107,178百万円
長期金銭債務	595百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	98,101百万円
3. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
船舶	24,286百万円
投資有価証券	607百万円
関係会社株式	68,697百万円
合計	93,591百万円
担保に供した投資有価証券及び関係会社株式のうち、	
イ) 関係会社株式68,697百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払いの担保目的で差し入れたものであります。	
ロ) 投資有価証券607百万円については、海洋事業プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。	
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	4,369百万円
長期借入金	53,453百万円
合計	57,822百万円
4. 偶発債務	
保証債務等	529,850百万円
(うち外貨建保証債務)	403,809百万円)

5. その他

(1) 訴訟

当社は、2014年1月10日に三菱重工業株式会社に対し、同社の建造した船舶による海難事故に伴って、当社の被った損害の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しておりました。これに対し、同社は当社に同型船の船体強度の強化工事の対価支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中であります。

当社は、当社による反訴請求は不当であると認識しており、本訴である損害賠償請求とあわせて、当社の正当性を主張していく考えであります。

(2) 保証

当社は、コンテナ船事業統合に伴う連結子会社TRAPAC, LLCとのターミナル契約の期限前解約に関連して、2024年3月までの期間、当社に対して取扱貨物量及び単価の保証をしております。当該保証の履行による金額的な影響は、現時点では合理的に予測することが困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

(3) その他

当社は2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社に対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟が英国等において提起されています。これらの調査・訴訟による金額的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	134,620百万円
売上原価	267,001百万円
営業取引以外の取引高	293,097百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式

348,548株

(注) 2022年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。自己株式の数は株式分割前の株式数を記載しております。

税効果会計に関する注記

1. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することになります。

また、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を当事業年度の期末から適用しております。

なお、法人税及び地方法人税に関する会計処理及び開示については、当事業年度においては連結納税制度が適用されていることから、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(実務対応報告第5号 2018年2月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第7号 2018年2月16日)に従っております。

当社は、グループ通算制度において通算税効果額の授受を行わないことを予定しております。そのため、個別財務諸表における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性の判断については、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(回収可能性適用指針 2016年3月28日)第6項から第34項の定めに従っております。また、回収可能性適用指針第11項(5)及び(6)を適用する際には、通算税効果額の影響は考慮せずに取り扱っております。

2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	(単位：百万円)
税務上の繰越欠損金	15,178
特定外国子会社留保所得	42,445
その他有価証券評価損	1,061
関係会社株式評価損自己否認額	73,152
賞与引当金	1,849
減損損失	227
貸倒引当金	2,586
事業再編関連連損失引当金	61
債務保証損失引当金	6,117
契約損失引当金	6,329
関係会社からの備付契約譲渡	989
みなし配当	11,650
繰延ヘッジ損益	587
債務保証損失	1,013
その他	7,749
繰延税金資産小計	170,998
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△15,178
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△155,793
評価性引当額小計	△170,971
繰延税金資産合計	26

繰延税金負債	
退職給付信託設定益	△2,012
その他有価証券評価差額金	△10,573
その他	△482
繰延税金負債合計	△13,068

繰延税金負債の純額 △13,041

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容 (注) 1	取引金額	科目	期末残高
子会社	MOL FSRU TERMINAL (Hong Kong) LTD.	直接100%	役員の兼任 船舶の備船 債務保証	債務保証	29,493	—	—
	WHITE BEAR MARITIME LTD.	直接100%	役員の兼任 船舶の備船 債務保証	債務保証	22,851	—	—
	MOG-X LNG SHIPHOLDING S.A.	直接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	20,610	—	—
	SAMBA OFFSHORE S.A.	直接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	20,006	—	—
	MOL BRIDGE FINANCE S.A.	直接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	15,176	—	—
	LINKMAN HOLDINGS INC.	直接100%	役員の兼任 船舶の備船 資金の貸付 資金の借入	資金の貸付 資金の借入	37,543 68,190	短期貸付金 短期借入金	35,047 6,004
	LNG LILAC SHIPPING CORPORATION	直接100%	役員の兼任 船舶の備船 資金の貸付	資金の貸付	12,319	—	—
	(株)宇徳	直接100%	役員の兼任 資金の借入	資金の借入	11,107	短期借入金	13,296
	CANOPUS MARITIME INC.	直接100%	役員の兼任 船舶の備船	リース債権の回収	2,184	リース債権 (注) 2	24,644
関連会社	AREA 1 MEXICO MV34 B.V.	直接30%	役員の兼任 債務保証	債務保証	38,766	—	—
	LIBRA MV31 B.V.	直接20.6%	役員の兼任 債務保証	債務保証	36,506	—	—
	BUZIOS5 MV32 B.V.	直接20%	役員の兼任 債務保証	債務保証	29,619	—	—
	MARLIM1 MV33 B.V.	直接20%	役員の兼任 債務保証	債務保証	22,836	—	—
	ARCTIC PURPLE LNG SHIPPING LTD.	直接50%	役員の兼任 債務保証	債務保証	13,833	—	—
	ARCTIC GREEN LNG SHIPPING LTD.	直接50%	役員の兼任 債務保証	債務保証	12,995	—	—
	KARMOL LNG COMPANY LTD.	直接50%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付	9,783	短期貸付金 長期貸付金	4,822 8,144

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 債務保証については、金融機関等からの借入金に対するものであります。なお、保証料は保証先や保証形態等を勘案して決定しております。
 - (2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
 - (3) 資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。
 - (4) 資金の貸付及び資金の借入の一部については、反復的な取引に係るものであり、取引金額は当期の平均残高を記載しております。
 - (5) MOL BRIDGE FINANCE S.A.への債務保証に対する債務保証損失引当金として15,176百万円を計上しております。
 - (6) リース料については、対象資産のコスト相当額を勘案して決定しております。
2. リース債権については、1年内返済予定リース債権も含めて記載しております。

収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 運賃収益及び運賃収益に係る費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 1,161円06銭
- 1 株当たり当期純利益 750円46銭

(注) 2022年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算出しております。

重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、2022年2月28日開催の取締役会決議に基づき、2022年4月1日付で株式分割を行っております。

- 株式分割の目的
当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。
- 株式分割の概要
 - 分割の方法
2022年3月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式1株につき3株の割合をもって分割いたします。
 - 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	120,628,611株
② 今回の分割により増加する株式数	241,257,222株
③ 株式分割後の発行済株式総数	361,885,833株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	946,200,000株
- 分割の日程

基準日公告日	2022年3月15日
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年4月1日
- 1株当たり情報に及ぼす影響
株式分割による影響は「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

その他の注記

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

